

経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

今回のテーマ： 民法改正による税への影響

民法改正により 2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、税務も次のような影響を受けます。

### 相続税、贈与税

| 項目        | 内容  | 2022年3月31日まで                                    | 2022年4月1日以後                                     |
|-----------|---|---|---|
| 遺産分割協議    | 相続が発生した場合に共同相続人により遺産の分割方法について協議、決定を行う                               | 20歳以上から遺産分割協議に参加可能                              | 18歳以上から遺産分割協議に参加可能                              |
| 未成年者控除額   | 相続人が未成年者の場合は成年になるまでの年数1年につき10万円を相続税額から控除                            | (20歳-相続開始時点の年齢) × 10万円                          | (18歳-相続開始時点の年齢) × 10万円                          |
| 相続時精算課税   | 原則60歳以上の父母または祖父母から、成年以上の子または孫に財産を贈与した場合に選択できる                       | 贈与者の推定相続人で贈与の年の1月1日において受贈者が20歳以上                | 贈与者の推定相続人で贈与の年の1月1日において受贈者が18歳以上                |
| 贈与契約      | 未成年者であっても贈与契約は可能だが、親権者の許可なく締結した契約は親権者によって取り消すことができる<br>(一般的に親権者が契約) | 契約者が20歳未満であれば親権者による贈与契約の取消が可能<br>(20歳未満は親権者が契約) | 契約者が18歳未満であれば親権者による贈与契約の取消が可能<br>(18歳未満は親権者が契約) |
| 贈与税の税率の特例 | 父母または祖父母から、成年以上の子または孫に財産を贈与した場合の贈与税の特例計算                            | 贈与の年の1月1日において受贈者が20歳以上                          | 贈与の年の1月1日において受贈者が18歳以上                          |

### 所得税、住民税

#### ①ジュニアNISA (所得税)

ジュニアNISAは口座を開設する年の1月1日時点で19歳以下が対象でしたが、2023年1月1日以降は17歳以下が対象となります。

#### ②個人住民税の非課税措置

未成年者は前年の合計所得金額が135万円以下であれば個人住民税が非課税となります。2023年1月1日以降は、この未成年者の判定が20歳から18歳に引き下げられます。

### お見逃しなく！

所有者不明土地の解消に向けた民法等の一部改正が行われるとともに、不動産登記法の改正により、2024年4月1日以降に相続または遺贈により不動産を取得した相続人に対して、相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられました。

なお、正当な理由なく相続登記の申請を行わなかった場合は、10万円以下の過料です。